

グリーンスローモビリティの導入に向けたポイント集

～Green! Slow! Safety! Small! Open! 地域を開く New Public Mobility!～

平成30年6月22日

国土交通省

2015年に締結されたパリ協定に基づき、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロが国際的枠組みとして目指されています。我が国では、この低炭素社会の実現のために、環境政策を契機に経済・地域などの諸課題の同時解決を図るような「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化した取組が求められているところです。

国土交通省では、この「環境・経済・社会の統合的向上」の考え方に基づき、高齢化が進む地域での地域内交通の確保や、観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められる「グリーンスローモビリティ」の推進を始めます。

「グリーンスローモビリティ」については、これまでから公道での走行は認められていたものの、無償の実証実験が行われるばかりで、本格導入が進まないという課題がありました。

については、「グリーンスローモビリティ」の導入を考える地域のために、検討に必要なポイントや注意事項を以下のとおり整理しました。これまでにない新しいモビリティとしての特性も持っており、様々な地域課題の解決の可能性を秘めた「グリーンスローモビリティ」の導入を考える地域において、参考にいただければと思います。



1. グリーンスローモビリティとは

電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティを「グリーンスローモビリティ」といいます。

車両の寸法等に応じて、軽自動車、小型自動車、普通自動車といった種別にわかれます。車両は、一台一台新規検査を受ける必要があるとともに、通常の乗用車と同様に自

動車税等の納付や車検が必要になります。

現時点で、グリーンスローモビリティに想定されている車両は以下の3タイプです。

①ゴルフカートタイプ

4～7人乗り



②電動低速バスタイプ

10人乗り



16人乗り



ゴルフカートタイプは、現在ある製品としては、乗車定員に応じて軽自動車や小型自動車のナンバープレートが取得できます。電動低速バスタイプは車両の寸法等に応じて小型自動車や普通自動車のナンバープレートを取得できます。

また、福祉車両用として製造されているグリーンスローモビリティもあります。

なお、一回の充電でどのタイプも30km以上走ることができます。1回の充電にはゴルフカートタイプは約5時間、電動低速バスタイプは約9時間必要です。

2. グリーンスローモビリティの特長

グリーンスローモビリティは、Green、Slow、Safety、Small、Openの5つの特長を持っています。

①Green

電気自動車ですので、環境に優しいモビリティといえます。充電される電気が、再生可能エネルギーを活用した場合、CO2フリーのモビリティになります。

また、電気自動車ですので家庭用コンセントで充電可能であり、ガソリンスタンドが減少している地域や離島のようなガソリン価格が高い地域での活躍も期待できます。

電気自動車は通常ガソリン車より部品数が少ないため、故障が少なく、運転もシンプルな特徴もあります。走行距離が短くなるため、充電費用が比較的小額である上に、電動小型バスタイプはソーラーパネル充電装置もオプションで設置可能なものもあり、晴れた日には、バッテリーの約半分の電力を走行しながら補うことができます。

さらに、ゴルフカートタイプは自動走行機能が内蔵されているため、将来的に自動



走行に転用できる可能性もあり、環境面、経済面、技術面で持続可能な乗り物です。

②Slow

最高速度が時速 20km 未満に設定されているモビリティのため、交通量の多い幹線道路や遠方への移動での活用は不向きですが、交通量が多くない道路、信号の多い中心市街地や複数車線の中心市街地など速度が必ずしも速くない道路での走行は向いています。最大の懸念事項の 1 つは、他の自動車の方への影響になりますが、ドライバー研修の中で「後ろの車に道を譲るタイミング」も教えられるので、道を譲るための退避スペースがある等ゆっくりのスピードでも他の交通に支障を来さないようなコース設定がされていれば問題はありません。実際に、石川県輪島市や群馬県桐生市などグリーンスローモビリティの実証実験を行っている地域では、他のドライバーの方からも受け入れられています。ただし、コース設定にあたっては、グリーンスローモビリティの利用者や他の交通の安全と円滑を確保するため、事前に管轄の警察署等へコース設定や安全対策等の説明を行い、交通安全上の情報提供や意見・助言を受けた上で実施してください。



また、景色や町並みを見たりする場合、速いスピードでは景色が流れてしまい目に残らないですが、ゆっくり走れば町の景色の認識度が格段に向上するので、観光使用として適したモビリティです。大分県姫島村ではガイドがドライバーとなって案内しており、説明しながら運転することのできるスピードになっているといえます。



③Safety

最高時速が 20km 未満に制限されているため、高齢者が運転しやすいモビリティであるともいえます。実際に、石川県輪島市では、高齢者ドライバーによる輸送の実証実験が行われます。

(※) 走行コース・エリアについては、交通量の大きいところを走らない、交通事故の多発するところはコースに含まないなど、安全な運行ができるコースやエリアを、警察の方や地元の方と十分に協議・調整しながら、設定することが重要です。

また、ドライバーについては、遅い速度しか出ないモビリティが、通常のスピードの車や自転車、歩行者等と共存して安全に道路を運行するために必要な知識や技術等、グリーンスローモビリティの特長を踏まえた運転研修を受講した人が担うことが求められます。

本ポイント集において、グリーンスローモビリティは、研修を受講し、道路状況もよくわ

かっている地域の人がドライバーとなり、決められたコースやエリア内において地域住民や観光客を運ぶ形での活用を想定しております。レンタカーやマイカーなど、誰でも自由にどこでも運転できるモビリティとしての活用は推奨しておりません。

④ Small

グリーンスローモビリティは、同じ乗車定員の他のモビリティに比べて、小型になっています。例えば、ゴルフカートタイプであれば、通常の乗用車の約8割の大きさになっています。このため、これまでコミュニティバスが入れなかったような道路での地域のモビリティ、これまで乗用車が入れなかったような道路に観光客を連れて行くモビリティ、乗用車が入るとすれ違いで渋滞してしまうような道路でのモビリティとして活用できます。



【比較①】

	セダン型乗用車	セダン型タクシー	トールミニバン(セレナ)	ゴルフカー
全長	4,590mm	4,695mm	4,685mm	3,670mm
全幅	1,695mm	1,695mm	1,695mm	1,265mm

【比較②】

	小型バス	ハイブリッド	ヴェルファイア	eCOM8	eCOM10
全長	6,990mm	5,380mm	4,935mm	4,405mm	4,995mm
車幅	2,080mm	1,880mm	1,850mm	1,900mm	2,000mm

⑤ Open

グリーンスローモビリティは、窓ガラスがないので開放感がたっぷりあるモビリティです。風や匂いを感じたり、音や声を聞いたり、自然との一体感が心地よい乗り物なため、乗っていてとても楽しい乗り物です。また、ゴルフカートタイプのシートは前列とのしきりがなく、乗客のおしゃべりが弾む構造であることもその特長です。



ゴルフカートタイプでは、側面のドアがない上に低床なので、ちょい乗りがしやすいことも特長です。

天気の悪い日には、透明なシートを下げることで雨、風、雪を避けることができます。

す。寒い冬の日でも、シートを下げてひざに毛布をかければ寒すぎることはありませんし、夏の暑い日も風を感じられるので暑すぎることもありません。実際に、石川県輪島市では、冬の雪の寒い日でも、シートを下げれば寒さも雪も問題なく運行しています。

このような「乗って楽しい」「乗りたくなる」モビリティとして、地域の「顔」や新たな観光資源としての役割も期待できます。



3. グリーンスローモビリティでの運行形態

グリーンスローモビリティでの事業化などの運行形態については、現時点では以下の3パターンが考えられます。

①道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得して事業を運営する

11～16人乗りの電動低速バスタイプは乗合バス事業の許可を取得して事業運営することが可能です。

また、10人以下の電動低速バスタイプやゴルフカートタイプは、タクシー事業の許可を取得して事業運営することが可能です。

当然のことながら、乗合バス事業やタクシー事業を行う際には、道路運送法で定められている通常の事業者としての要件を満たし、事業許可を取得するとともに運賃の認可を受ける必要があります。

②自家用有償旅客運送を運営する

グリーンスローモビリティは、道路運送法第78条第2号で規定される「自家用有償旅客運送」の登録を行い、運営することができます。そのうち、1)市町村運営有償運送(交通空白輸送及び市町村福祉輸送)、2)公共交通空白地有償運送、3)福祉有償運送のいずれのパターンでも行うことができます。福祉車両タイプのグリーンス

ローモビリティもあるので、市町村福祉輸送及び福祉有償運送で活用することも可能です。

自家用有償旅客運送では、市町村長が認めた場合には、地域住民のみならず来訪者等の利用も認められています。その場合、グリーンスローモビリティの運送の対価に加えてガイド料を収受することも可能です。

また、自家用有償旅客運送では、必要な許可を受けた場合には、貨客混載を行うこともでき、少量の貨物の運搬、それに伴う対価の収受が可能となります。

いずれにしても、地域公共交通会議又は運営協議会において、事業の形態や運送の対価等について地域の関係者の合意を得る必要があります。

③ 許可等を要しない運送の態様として運営する

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成 30 年 3 月 30 日、自動車局旅客課長）で規定されている許可・登録を要しない運送の態様（実際の運送に要した電気代を利用者に負担）にグリーンスローモビリティを活用することは可能です。

4. グリーンスローモビリティの活用場面

グリーンスローモビリティは、地域住民の足としての活用、観光客向けの新しいモビリティとしての活用、ちょこっと輸送としての活用、地域ブランディングとしての活用など、これまでのモビリティでは十分に対応できなかった地域の課題を解決するような使い方が想定されます。また、今後グリーンスローモビリティの導入が進めば、アイデア次第でここでは想定されていないような新しい活用方法も出てくることが期待されます。

① 地域住民の足としての活用

グリーンスローモビリティは自家用有償旅客運送に使用することが可能ですので、コミュニティバスと同じように、地域住民の足になることができます。高齢者の免許返納が進む中、様々な課題を抱えた地域での「地域の足」となれるモビリティです。

1) 道幅が狭く従来の車両では入れなかった地域での活用

グリーンスローモビリティは小型なので、道路が狭く、これまでの公共交通モビリティでは進入が難しかったような地域、例えばオールドニュータウンなど住宅地、山間地、離島などの地域で、自家用有償旅客運送を実施し「地域の足」をつくることができます。

例えば、島根県松江市では、これまで狭路のため、路線バスが入れなかった団地内の移動モビリティとして、京都府和束町ではこれまで乗用車が入れなかった茶畑内の観光モビリティとして、大分県姫島村でも細い道が多い島の中を自由に移動するモビリティとして、グリーンスローモビリティは活用されています

コンパクトなグリーンスローモビリティは、ラストワンマイルとして活用することもできます。

地域公共交通活性化法の地域公共交通網形成計画にグリーンスローモビリティを地域公共交通ネットワークの一部として位置づけるなど、既存の地域公共交通と組み合わせることで、よりきめ細やかな地域公共交通ネットワークを、地域全体で提供することができるようになります。



2) 高齢化が進む地域での活用

グリーンスローモビリティは最高時速 20km 未満のため、昨今の高齢者の免許返納が話題になる中でも、お年寄りがドライバーとなってお客さんを運びやすい乗り物、すなわち「お年寄りが運転して、お年寄りを運ぶことができる」乗り物といえます。

このため、若い人が地域にいないなど地域の足を担うドライバーの不足に悩むような地域においても、高齢者によるドライバーを確保し、地域の足を構築することができます。



3) お年寄りの福祉増進としての活用

群馬県桐生市の調査では、グリーンスローモビリティに乗ったお年寄りの半分以上の方が、買物・外食などの外出の機会や人との話す機会、笑顔が増えたと回答しています。お年寄りが、楽しくおしゃべりを楽しみながらお出かけできると感じられるため、外出意欲の向上や近隣コミュニケーションの活性化につながり、お年寄りの健康増進や地域コミュニティの活性化の観点からも望ましいモビリティと考えられます。島根県松江市では、社会福祉法人が地域の方と連携し、福祉課題の解決に向けた公益的な取組の一環としてグリーンスローモビリティを



導入しようとしています。

同じ地域の福祉部局や福祉関連団体とも連携しながら、グリーンスローモビリティの活用をデザインすることも一案でしょう。

4) 既存のバスからの転換

これまで乗合バス事業、自家用有償旅客運送を行ってきた路線で、従来の車両からグリーンスローモビリティに転換する形で、グリーンスローモビリティを活用することができます。

5) 自動運転のモビリティとしての活用

ゴルフカートタイプには、自動運転機能が内蔵されていますので、電磁誘導線を引いて、必要な機能を車両につければ自動運転を行うことが可能です。石川県輪島市では、電磁誘導線を引いて、自動運転の実証実験も行われています。ただし、自動運転機能を使用する際でもドライバーが責任を持って運転する必要があります。



②観光客向けの新たなモビリティとしての活用

グリーンスローモビリティは、低速ながら、地域の風や自然をダイレクトに肌で感じられ、観光客同士の話や、地元ガイド・ドライバーとの話が弾む、観光客にとっては非常に楽しいモビリティになると考えられます。

1) ガイドによる観光案内

ガイドがドライバーとなることで、観光のモビリティとして活用できます。定期観光ルートのように定時に決まったコースを走ることもできれば、お客さんに合わせた自由な観光案内も可能です。特に、ゴルフカートタイプであれば、1グループをガイドが案内する形になり、家族連れや友人同士の2～4人旅向けに活用できます。



2) プチ定期観光バス

グリーンスローモビリティは定期観光バスのように、決まった観光コースを案内することもできます。2階建てのオープントップバスでなくとも、風を感じられ周りを見ていて楽しいモビリティです。たとえば、東京都豊島区では、池袋駅の周辺を水戸岡鋭治氏のデザインによる電動低速バスタイプ（16人乗り）のグリーンスローモビリティをHop-on-hop-offバスとして回遊させることを計画しています。また、長野県飯田市では、中心市街地を電動低速バス「ブッチー」が周遊しています。

観光コースといいながらも観光客だけでなく住民の方が乗車することもできます。観光客と地元の人との会話も生まれて、楽しい時間が繰り広げられるかもしれません。



3) パークアンドライドでの活用

自然景勝地や道の狭い観光地など、観光客が乗用車で入ると渋滞を引き起こして自然観光や住民の交通という観点から問題になる地域において、グリーンスローモビリティは、パークアンドライドの「ライド」の役割を担うことのできるモビリティです。

観光客は、駐車場にマイカーを駐車し、地域内の移動については、グリーンスローモビリティで輸送すれば、渋滞を引き起こさない上に、環境にも優しいイメージを与られます。例えば、京都府伊根町では乗用車同士では離合が難しく渋滞になりやすい舟屋沿いの道路において、観光客に駐車場に乗用車を停めてもらい、その先の舟屋沿いの観光を行うためのモビリティとして、グリーンスローモビリティを活用しています。



4) イベントでの活用

グリーンスローモビリティをパレード系イベントで活用することもできます。スピードがゆっくりで、外との一体感もありますので、パレードの先導や誘導を行う乗り物としても対応可能です。

例えば、群馬県桐生市では、町のパレードイベントをグ



リーンスローモビリティが先導しています。

③ちよこつと輸送としての活用



歩くには少し距離があってしんどいが、バスを入れるほどではないという地点間輸送にもリーンスローモビリティは活用できます。例えば、駅からイベント会場、施設 A から施設 B、駐車場から施設の入り口、フロント事務所から別荘等個別施設、などの輸送にも活用できます。

④地域ブランディングとしての活用

リーンスローモビリティは、特徴的なコンセプトのあるモビリティですので、地域を象徴するモビリティとして地域ブランディングの一役を担うこともできます。例えば、東京都豊島区では 2019 年より池袋に水戸岡鋭治氏がデザインしたリーンスローモビリティを「地域の象徴」として回遊走行させることとしています。



【本ポイント集に関するお問い合わせ】

国土交通省総合政策局環境政策課 グリーンスローモビリティ担当

直通：03-5253-8269

※具体的なリーンスローモビリティの運行については、お近くの地方運輸局
または地方運輸支局にお問い合わせください。